

令和5年度

第1回埼玉県私立学校助成審議会議事録

令和5年度第1回埼玉県私立学校助成審議会議事録

開催日 令和5年7月25日（火）

場所 埼玉会館 多目的ホール

出席者（11名）（敬称略）

中屋敷 慎一	新井 一徳	藤井 健志
城川 雅士	石川 薫	竹村 厚子
松尾 創	堀口 秀暁	中野 晃
大野 夏美	小寺 智子	

事務局	三須	総務部長
	渡邊	学事課長
	中村	学事課副課長
	浅井	高等学校担当主幹
	西野	幼稚園担当主幹
	相澤	専修各種学校担当主幹
	最上	高等学校担当主査
	岩崎	幼稚園担当主査
	関根	専修各種学校担当主査
	松本	高等学校担当主事
	小池	幼稚園担当主任
	野口	専修各種学校担当主事

- 1 開 会
定足数を確認し、10時30分審議会を開会した。
- 2 諮問書の手交
諮問書（別紙1）が学事課長から会長に手交された。
- 3 議事録署名委員の指名
会長は、議事録署名委員として、竹村厚子委員、大野夏美委員を指名した。

4 諮問事項

（1）審議結果

諮 問 事 項	審議会意見	議決結果
令和5年度私立学校（小学校・中学校・高等学校） 運営費補助金配分の基本方針について	継 続	
令和5年度私立学校（幼稚園） 運営費補助金配分の基本方針について	継 続	
令和5年度私立学校（専修学校・各種学校） 運営費補助金配分の基本方針について	継 続	

（2）審議内容

別添「審議記録書」のとおり

- 5 閉 会
議長は、議事終了の旨を述べて、11時58分閉会を宣言した。

令和5年7月25日

議 長 中野 晃

議事録署名人

委 員 竹村 厚子

委 員 大野 夏美

(別紙1)

学 事 第 4 3 6 号

令 和 5 年 7 月 2 5 日

埼玉県私立学校助成審議会会長 様

埼玉県知事 大野 元裕 (公印省略)

令和5年度私立学校運営費補助金配分の基本方針について (諮問)

埼玉県私立学校助成審議会条例第2条の規定により、下記の事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 令和5年度私立学校 (小学校・中学校・高等学校) 運営費補助金配分の基本方針について
- 2 令和5年度私立学校 (幼稚園) 運営費補助金配分の基本方針について
- 3 令和5年度私立学校 (専修学校・各種学校) 運営費補助金配分の基本方針について

【審議記録書】

○司会 お待たせいたしました。本日は、大変お忙しいところ御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

私、議事に入りますまでの間、司会を務めさせていただきます、学事課副課長の中村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。恐れ入りますが、着座にて進めさせていただきます。

本年度の審議会は、DXの推進を図る県の方針として、原則ペーパーレスで進めさせていただきます。資料は、お手元のタブレット上で確認いただくこととなります。既にファイルは開いた状態になっております。もし操作方法など御不明な点がございましたら、挙手いただければ事務局で案内をさせていただきます。

1 委嘱状の交付

○司会 次に、このたび新たに委員に任命されました委員に総務部長の三須から委嘱状をお渡しいたします。

お席にお伺いしてお渡しいたしますので、そのまま自席でお待ちください。

[対象委員に対して委嘱状交付]

2 委員挨拶

○司会 今回は、令和5年度第1回の審議会であり、また新たに委員に御就任いただきました方もいらっしゃることから、お一人ずつ自己紹介をお願いしたいと存じます。

恐れ入りますが、中屋敷委員から時計回りをお願いいたします。

○中屋敷委員 皆さん、こんにちは。県議会議員の中屋敷でございます。今年初めてこの審議会にメンバーとして参画させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○新井委員 皆さん、こんにちは。私も県議会議員の新井一徳でございます。この審議会初めての経験でございますので、いろいろよろしくお願いいたします。

○大野委員 皆さん、初めまして。桜木4丁目で開業いたしております公認会計士税理士の大野夏美と申します。よろしくお願いいたします。学校法人様におかれましては、公認会計士の会計監査として、また税理士として支援する立場として財務の面について審査させていただいております。よろしくお願いいたします。

○小寺委員 川越で弁護士をしております小寺智子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○堀口委員 皆さん、おはようございます。大宮理容美容専門学校校長の堀口と申します。今回初めて審議に加わらせていただきます。今後ともよろしくお願いいたします。

○松尾委員 どうもこんにちは。双恵学園の松尾と申します。幼稚園の代表で参りました。どうぞよ

ろしくお願いいたします。

- 竹村委員 おはようございます。学校法人武藤学園大袋幼稚園の竹村と申します。今年度より参加させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 石川委員 皆さん、こんにちは。東京成徳大学深谷中学校・高等学校の校長をしております石川薫と申します。今回初めて参加させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 城川委員 皆さん、こんにちは。杉戸町にあります昌平中学校・高等学校で校長を務めております城川と申します。中高協会の方で副会長という職を担っておりまして、その代表としてこちらの会議の方に参加させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。
- 司会 ありがとうございます。なお、藤井委員、重川委員、増井委員は所用により欠席でございます。

3 事務局職員紹介

- 司会 次に、事務局の紹介をさせていただきます。
総務部長の三須康男でございます。
- 三須総務部長 お世話になります。よろしくお願いいたします。
- 司会 学事課長の渡邊和貴でございます。
- 渡邊学事課長 よろしくお願いいたします。
- 司会 高等学校担当主幹の浅井鉄也でございます。
- 浅井高等学校担当主幹 よろしくお願いいたします。
- 司会 幼稚園担当主幹の西野常博でございます。
- 西野幼稚園担当主幹 よろしく申し上げます。
- 司会 専修各種学校担当主幹の相澤俊文でございます。
- 相澤専修各種学校担当主幹 よろしくお願いいたします。
- 司会 高等学校担当主査の最上達也でございます。
- 最上高等学校担当主査 よろしくお願いいたします。
- 司会 幼稚園担当主査の岩崎寛明でございます。
- 岩崎幼稚園担当主査 よろしく申し上げます。
- 司会 専修各種学校担当主査の関根寛之でございます。
- 関根専修各種学校担当主査 よろしくお願いいたします。
- 司会 私は、本日の司会を務めさせていただきます、学事課副課長の中村雅仁でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

4 総務部長挨拶

○司会 ここで、開会に先立ちまして、総務部長の三須から御挨拶を申し上げます。

○三須総務部長 改めまして、お世話になります。総務部長の三須でございます。朝から大変暑い中、浦和までお集まりいただき、大変恐縮でございます。

委員の皆様方におかれましては、日頃から本県の私学の振興と発展において多大なる御協力をいただいております。この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

また、新たに就任されました6名の委員におかれましては、大変御多忙のところ委員の職をお引き受けいただきまして改めてお礼申し上げます。

本審議会にお諮りをさせていただき、私立学校運営費補助金は、私立学校の教育条件の維持向上や父母負担の軽減などを目的とした本県の私学助成の根幹をなす事業でございます。この補助金を各学校や園において有効に活用していただき、それぞれの私立学校が建学の精神に基づく質の高い教育を行っていただくために、毎年度その配分の基本方針について御審議をいただいているところであります。

委員の皆様方におかれましては、それぞれの分野での御経験を踏まえていただきまして、様々な見地から御審議を賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。

5 開 会

○司会 ただいまから令和5年度第1回埼玉県私立学校助成審議会を開会いたします。

本日の会議ですが、委員総数13名のうち10名の委員の皆様方に御出席いただいております。委員の出席が過半数を超えておりますので、埼玉県私立学校助成審議会条例第6条第2項の規定により、本日の会議は定足数を満たしていることを御報告申し上げます。

6 会長挨拶

○司会 初めに、中野会長から御挨拶をいただきたく存じます。

○中野会長 昨年、委員の皆様方の御推挙を賜りまして、私立学校助成審議会の会長の大役を仰せつかりました中野でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

私立学校助成審議会は、知事の諮問に応じて私立学校に対する各年度の運営費補助金の配分の基本方針について審議いただく場でございます。立場の異なる委員と実りある審議をしてみたいと考えております。皆様方の御協力の下に、そうした状況をつくり出せるようよろしくお願いしたいと思います。

7 諮問書の手交

○司会 次に、学事課長から会長に諮問書をお渡しいたします。

〔会長に諮問書を手交〕

○司会 ただいまお渡しした諮問書につきまして、お手元のタブレット上の配付資料の5ページに写しがございます。

それでは、これからの議事につきましては、会長に進行をお願いいたします。

8 会長代理・議事録署名委員の指名

○中野会長 それでは、条例第6条第1項に基づき、私が議長として議事を進めてまいります。

議事に入ります前に、前委員でいらした深澤委員の任期満了による退任により、現在空席となっております会長代理について、条例第5条第3項に定めるところにより指名したいと思います。

会長代理は、学校関係者の中で経験の豊富な城川委員をお願いしたいと思います。よろしく願いします。

○城川委員 よろしく願いいたします。

○中野会長 また、今回の議事録署名委員につきましては、出席委員の順番でお願いしておりますけれども、今回は竹村委員、大野委員のお二人をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、会議の公開について、委員の皆さんの御意見を伺いたと思います。事前に事務局から連絡があったように、今年度から会場での傍聴に加え、新たにオンラインによる傍聴を可能としています。条例第7条では、「審議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる」という規定になっております。

今回の会議につきましては、公開することよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中野会長 異議なしという声がありましたので、そのように取り扱わせていただきます。

では、傍聴者の入室をお願いします。

○司会 本日の傍聴者は4名です。内訳は、会場が2名、オンラインが2名でございます。

なお、オンラインの映像や音声につきましては、会場の中央テーブルにございます360度カメラで拾っております。

〔傍聴者入室〕

9 諮問事項（3件）

（1）令和5年度私立学校（小学校・中学校・高等学校）

運営費補助金配分の基本方針について

(2) 令和5年度私立学校（幼稚園）

運営費補助金配分の基本方針について

(3) 令和5年度私立学校（専修学校・各種学校）

運営費補助金配分の基本方針について

○中野会長 それでは、審議に入りたいと思います。

審議事項は、先ほどいただきましたけれども、3件でございます。これらを一括して議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 改めまして、学事課長の渡邊でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、第1回目の審議会ということでございますので、本審議会でご審議いただく私立学校運営費補助金と、この補助金以外の本県の私学助成について、簡単に御説明をさせていただきたいと思っております。失礼ですが、着座にて失礼いたします。

それでは、お手元の6ページの資料1、「私立学校運営費補助金配分の基本的な考え方」を御覧いただけますでしょうか。6ページの資料1でございます。よろしいでしょうか。まず、資料の上側でございます1、私立学校運営費補助金交付の目的でございます。私立学校運営費補助金、その名のとおり、私立学校の運営に係る費用につきまして、学校の設置法人に対し県が補助を行うものがございます。その目的は、ここに記載された3点でございます。私立学校の教育条件の維持、向上、在学する生徒等に係る就学上の経済的負担の軽減、私立学校の経営の健全性の向上というふうになってございます。

続きまして、2でございますが、私立学校運営費補助金配分基本方針のところを御覧いただければと存じます。今申し上げました3つの目的を達成し、県議会で御議決いただきました補助金の予算を適正かつ効率的に配分するために、県はその配分方法につきまして毎年度見直しを行っております。この見直しに当たっては、各年度の第1回目の審議会、今年度でいいますと本日の審議会でございますけれども、こちらにおきまして小学校、中学校、高校という1つのグループ、それから幼稚園というグループ、それから専修学校、各種学校というグループ、合計3つのグループごとに当該年度における見直しの考え方を明示させていただきまして、皆様に御審議いただくものとなっております。県は、この御審議いただいた内容を踏まえまして、今年度の配分に当たっての基本的な方針を定めてまいります。次の第2回の審議会において、この基本方針について審議会として御答申をいただくというというような形の内容になってございます。

3の期待される効果に記載がございますけれども、こちらのように審議会での多くの審議を経ることで、補助金配分の透明性、公平性がさらに向上すること。配分の内容を早期に、かつ分かりやすく学校へ提示することで、補助効果が高まるといった効果が期待されますことから、基本方針につきましては埼玉県私立学校助成審議会条例によりまして、本審議会が知事の諮問を受けて審議を

行うというような形となっております。

1 ページお進みいただきまして、7 ページを御覧ください。資料 2—1、令和 5 年度私学助成についてという資料を御覧いただければと存じます。こちらの方は、私立学校振興のために本県が行っております助成制度の枠組みを簡単に整理させていただいたものでございます。本県の私立学校の助成につきましては、御覧のように 2 本柱で構成をされております。このうち左側の柱、こちらが今回、配分の基本方針を皆様方に御審議いただきます私立学校運営費補助金でございまして、それぞれの学校の種類ごとに予算額や生徒 1 人当たりの補助単価というのを記載させていただいております。このそれぞれの予算額の中に、国が配分基準を定めていることから、本審議会で皆様方の御審議対象とならない事業などの予算も若干含まれてはございますけれども、学校の種類ごとに補助金の規模がお分かりいただけるかなというふうに思っております。

続いて、右側の柱を御覧いただければと思います。県は、生徒や児童の保護者の経済的な負担を軽減するために、学校の授業料や施設費などを県が学校を通じて保護者に補助する父母負担軽減事業という補助制度を実施しております。例えば高校のところを御覧いただきたいのですが、小さな文字、ポツの部分でございまして、年収 720 万円未満世帯の授業料の実質無償化であったり、あるいは幼稚園のところだと 3 歳から 5 歳児の全世帯の保育料の無償化、専門学校につきましては年収 380 万円未満世帯の授業料の減免などを行っております。こちらの補助金につきましては、本審議会で御議論いただくものではございませんが、例えば高校ですと全国トップレベルの補助制度ということになってございますので、この場をお借りして簡単に制度の説明をさせていただきたいと思っております。

1 ページお進みいただきまして、資料 2—2、8 ページでございまして。令和 5 年度全日制高校の父母負担軽減制度についての資料の中ほどに青色に薄く塗られた授業料と書かれた図を御覧いただければと存じます。この図は、縦軸が生徒 1 人当たりの補助の金額、横軸が生徒の保護者の世帯年収を表しています。例えば保護者の世帯年収が、表の中ほど 590 万円未満までの世帯は、国の補助制度によりまして授業料の全国平均額相当であります 39 万 6 千円を生徒 1 人当たりに支給いたします。一方で、世帯年収が 590 万円以上 720 万円未満の世帯に関しましては、制度上国の補助が 11 万 8,800 円しか支給されませんので、これに県が独自に上乗せをさせていただいて、授業料の県内平均額相当でございまして 38 万 7 千円までの補助を行っております。こうしたことにより、年収 720 万円未満世帯の授業料の実質無償化という全国トップレベルの補助制度となっているところでございます。本県は、こちらの父母負担軽減事業補助と、先ほど御説明した運営費の補助の 2 本柱で、私学振興のための助成を行っているところでございます。

御審議いただく諮問事項からは少し脱線いたしましたので、私からの説明は以上となっております。

この後、各担当から諮問事項について御説明させていただきます。よろしく申し上げます。

○事務局 それでは、高等学校担当の浅井と申します。恐縮ですが、着座にて失礼させていただきます。

す。

私からは、諮問事項を御説明させていただく前に、昨年度、令和4年度の私立学校助成審議会で引き続きの検討事項になっておりました2点のうち、審議会を構成いただいている委員の皆様の人件について御説明をさせていただきます。もう一件は、高等学校の配分基準に係る案件でございましたので、改めて後ほど御説明をいたします。

それでは、審議会の構成人数に係る件を御説明させていただきます。恐れ入りますけれども、少し資料をお戻りいただきまして、3ページの審議会委員名簿を御覧いただきますようお願いいたします。そちら名簿になっておりまして、現在の委員の皆様のお名前が掲載されておるところでございます。名簿は、上から順に県議会議員の皆様でございます。4人目から8人目までの5人が私立学校からの区分でもって選任されております委員の皆様でございます。学種ごとの人数といたしましては、御覧のとおり、小中高校からお二人、幼稚園からお二人、専修各種学校からお一人を選任させていただいております。引き続きの検討事項となりましたのは、今申し上げました学種ごとの構成人数をそれぞれ2人にしていただきたいという意見をいただいたことによるものでございます。

まず、こちらで検討いたしました結論から申し上げますと、現在の委員数を維持させていただければと思います。現在の学種の委員の皆様の人件につきましましては、当審議会が発足した平成24年度には各学種から1人ずつ、合計3人で行ってございましたけれども、学校選出委員を増やすべきとの意見をいただきまして、翌平成25年度には5人に増員させていただいた経緯がございます。3人から5人に2人増員となったところでございますけれども、当時の園児児童生徒数や学校数、運営費補助金の予算規模などを勘案いたしまして、高校と幼稚園にそれぞれ1人の委員を加えて現在に至っております。

昨年度、2回目の審議会でご意見をいただきまして、事務局で改めて検討させていただきましたけれども、平成24年度の委員構成の決定から現在に至るまで、その後は大きな事情の変更が生じていないことなどを勘案いたしまして、現在の委員の構成人数を維持させていただければと存じます。

以上で昨年度の案件に関します御説明については終わります。

○中野会長 今説明の途中なのだけれども、今の件については本来の審議会の審議事項ではなかったにもかかわらず、去年はそういう意見が出たので、意見をお聞きしました。

それで、今説明があったように、私立学校助成審議会には現在の委員になるまでいろんな経緯があって、現在の委員数になっておりますので、去年は高校2人、幼稚園2人、専修各種学校からも2人と、2、2、2で6人とか、議会も6人と、全体は18名ぐらいにするとか、いろいろ意見が出たのですけれども、いろんな経緯があって今の形になっているので、当審議会ではその部分はそのまま置いておくということにしたいと思っております。

また、9ページを御覧いただきたいのですけれども、9ページに私立学校運営費補助金予算要求の流れということで、見やすくつくってあると思うのですけれども、当審議会は運営費補助金の配

分基準を決定することがメインになっております。この予算編成の流れを見ますと、例えば今年度の令和5年度の予算編成に秋口から入るわけですが、そこには私学団体とか政党要望を通じていろんな御意見が反映され、そういうものを踏まえて事務局が予算要求案を固めるわけです。予算案が知事まで行って、冬に決定して、2月議会に予算として議会に提出されます。ですから、本来的には大体予算が決まって、今回の審議会があるわけですから、大体議会の承認が得られている以上、そう大きく変えることはなかなか難しいということになるろうかと思えます。ただ、そういった中でもやっぱり充実すべきところは充実させていくということは大切なことですので、配分基準の基本的な方針を定めるということで当審議会が成り立っていると思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

では、続けてお願ひします。

○事務局 それでは、続きまして、次に諮問事項でございます（1）令和4年度私立学校（小学校・中学校・高等学校）運営費補助金配分の基本方針について御説明をいたします。

御説明全体の流れとしましては、初めに現行の基本方針、昨年度の配分基準になるわけですが、10ページの資料3-2を御説明した後、最後に13ページ、資料3-3、令和5年度配分の基本方針に係る検討の視点について御説明をいたします。検討の視点は、本日の議論のたたき台として事務局の方で御用意させていただいたものでございまして、委員の皆様特に御審議いただきたいものでございます。私から小中高校の説明の後、引き続き幼稚園と専修各種学校も同様に基本方針と検討の視点をそれぞれ御説明させていただきます。

本日御審議いただきました内容を踏まえて、次回の第2回では、審議会で基本方針の改正案をお示しさせていただきたいと考えております。

それでは、皆様、10ページ、資料3-2を御覧ください。令和4年度私立学校運営費補助金の基本方針でございます。上から順になのですが、1の配分の基本的な考え方です。運営費補助金の配分にあたりましては、基礎配分と政策誘導配分、特別補助という大きく3つの枠組みがございます。基礎配分は、人件費や光熱水費などの経常的経費に対して補助するもので、学校運営の根幹を支えるための配分でございます。政策誘導配分は、教育条件の向上や特色ある教育の実施といった県が進める施策について補助の項目を定め、それを実施した学校に対して行う配分でございます。特別補助は、国が設定した事業を実施した学校に対する補助や、県が臨時的に必要と判断した経費等を補助するものでございます。

ただいま御説明いたしました1の配分の基本的な考え方につきましては、幼稚園、専修各種学校とも共通の内容でございます。

次に、2の基礎配分でございますが、（1）、高等学校と（2）、中学校、（3）、小学校で配分方法が異なります。高校では、①人件費や②教育研究経費などの項目に応じた前年度の決算額を用いて算出する補助対象経費方式という、経営実態を反映しやすい配分方式を採用しております。小中学

校は、生徒数割という生徒1人当たりの補助単価に生徒数を乗じて算出する単価方式という配分方式を採用しております。

1ページお進みいただきまして、11ページ、資料3-2を御覧ください。3の政策誘導配分でございます。上から順に、まず①の生徒納付金水準補正について御説明いたします。生徒納付金というものは聞き慣れないかと思えますけれども、これがいわゆる授業料と施設費などを合わせたもので、生徒、保護者の皆様から学校に対し納入いただいているお金のことでございます。こちらの補正は、授業料などの低い学校に加算する一方、高い学校は減算することにより、生徒納付金の上昇を抑制し、父母にかかる負担の軽減を図るものでございます。この①につきましては、後ほど資料3-3、令和5年度配分の基本方針に係る検討の視点において詳しく御説明させていただきます。

②の小規模校加算ですが、生徒数が720人以下の小規模校に加算することにより、学校運営の安定化、教育環境の充実を図るものでございます。

③の学級規模補正ですが、生徒数が40人以下の少人数学級に加算することにより、少人数学級編制を誘導し、教育環境の向上を図るものでございます。

④の統合型校務支援システム導入推進加算ですが、統合型校務支援システム導入を推進し、校務事務の効率化を図り、教育環境の向上を図るものでございます。

⑤の本務教員充足加算ですが、本務教員とは週5日以上勤務する常勤の教員のことを指しています。本務教員1人当たりの生徒数が少ない学校に加算することにより、本務教員の充足を誘導し、教育環境の向上を図るものでございます。

⑥の特色教育促進加算ですが、海外留学など特色ある教育を行う学校に加算することにより、グローバル人材の育成など特色ある取組を促進するものでございます。

⑦のICT活用教育推進加算ですが、ICTを活用した教育を推進するための経費に加算配分することにより、ICT機器を活用した新しい教育を推進するものでございます。細かいお話になりますが、ICTの活用に係る加算につきましては、こちらの政策誘導配分とほかに国が設定した事業である特別補助の2つがございます。こちらの⑦につきましても、後ほど資料3-3、令和5年度配分の基本方針に係る検討の視点において詳しく御説明させていただきます。

⑧の教員資質向上加算ですが、教員を外部機関の研修に派遣した学校に対して加算を配分することにより、教員の資質向上を図るものでございます。

⑨の定員超過調整ですが、定員超過の学校は減算することにより、収容定員の遵守を誘導し、適正な学校運営の確保を図るものでございます。

以上が政策誘導配分でございます。

1ページお進みいただきまして、12ページを御覧ください。最後に特別補助でございますが、表にありますとおり、教育改革推進特別経費や新型コロナウイルス感染症対策特別配分を設けております。まず、教育改革推進特別経費につきましては、ICT教育環境の整備や教育相談体制の整備

などといった、国が設定した事業を実施した学校に対して配分しようとするものです。

次に、新型コロナウイルス感染症対策特別配分でございますが、こちらは2つの項目がございます。1つ目は、学校独自の感染症対策の取組に係る経費に配分することにより、私立学校の感染症対策を促進するものでございます。

2つ目は、昨年の9月議会で御議決いただきました光熱費高騰対策支援補助に係るものでございまして、物価高騰の折、私立学校の安定的な運営が図れるよう、緊急的に支援するために補正予算を配分しようとしたものでございます。こちらの光熱費高騰対策支援補助につきましても、後ほど資料3-3、令和5年度配分の基本方針に係る検討の視点において詳しく御説明させていただきます。

資料3-2は以上でございます。

ページを1枚お進みいただきまして、13ページ、資料3-3でございます。検討の視点は3点ございます。1点目、生徒納付金水準補正の見直しについてでございます。恐れ入りますけれども、こちらの御説明の際は、もう1ページ先の14ページ、横になっている資料なのですが、御覧いただきたいと思っております。納付金水準補正の見直しについて、という表題下の背景の欄を御覧いただきたいと思っております。先ほど現行の基本方針を資料3-2で御説明いたしましたとおり、生徒納付金水準補正は父母の負担軽減を図ることを目的として、生徒納付金の過度な上昇を抑制するため、高額な納付金の学校ほど補助金が減算される仕組みでございます。

令和4年度の助成審議会の議論の中で、当該補正について要件を緩和できないか、との御提案をいただきまして、改正内容とその影響を試算するため、本審議会に向けて継続して検討いたしておりました。実際どのように減算や加算が行われるのかを御説明いたします。左下、緩和のイメージを御覧ください。納付金とはどのようなものなのかにつきましては、先ほど基本方針のところでも申し上げましたように、いわゆる授業料と施設費などを合わせたものでございます。

表内左側の列、納付金平均額の欄を御覧ください。県内私立高校の納付金平均額はおよそ63万円でございますが、目印に61万円以上66万円未満のところは緑色の囲みをつけました。生徒実員数、こちらの県内の平均はおよそ1,100人から1,200人でありまして、生徒実員欄の中央の列ということになります。先ほどの納付金平均額の行と生徒実員の列が交わる部分、黄色の枠で囲みましたが、ゼロ円であることが御覧いただけると思っております。これが、納付金平均額と生徒実員がともに平均的な学校であった場合に、補正額がゼロになるということを示しております。

納付金が特に高いですとか、または反対に低い学校さんの場合にどうなのかというところがございますけれども、例えば最高の111万円以上でございますと、ゼロ円の列をそのまま下へ下がっていただきまして、表の一番下の行に三角14万5千円と書いてあるところがあるかと思っております。これは、生徒1人当たり14万5千円が減算されることを示しているものでございます。反対に納付金が最も低い学校であれば、その最上段に12万円と入っているかと思っております。これは、生徒1人当たり12万

円が補正によって加算されていることを表しています。

納付金は、それぞれ学校により高いところ、低いところがございますので、先ほど御覧いただきました減算や加算の単価に、学校ごとの生徒数を乗じて加算減算を行っております。今回の改正は、当該補正の緩和でございますので、学校によっては数千万円の加算がされる学校もあろうかと試算において判明しておるところでございます。

本補正による現状でございますけれども、直近の改正は平成26年度の消費税の改正の際に実施したもので、以後令和4年度までの間、改正を行っておりません。

次に、課題の欄を御覧ください。右側の方です。当該補正には、生徒納付金の上昇を抑制する役割がございますが、過度な抑制は教育水準の低下を招くおそれがございます。また、教員の給与改善やICT教育、グローバル人材の育成などにより、学校の負担が今後も増えていくことが見込まれるため、教育条件や経営の健全性の維持のために、経営環境に応じた見直しが必要であると考えております。

課題の下の方になりますが、改正の方向性でございます。昨年度、委員からいただきました意見を基に事務局で検討いたしまして、補正の要件を緩和するために納付金平均額の増額を提案するものでございます。

実際に改正した場合、どのように変わるのかという御説明をさせていただければと思います。再び左側の表、緩和のイメージ欄を御覧ください。仮にある学校の納付金平均額が66万円だいたしますと、改正前は緑色枠の直下の行に該当することから、加減算の単価も黄色枠の直下となりまして、三角1万円、こちら減算なのですね、となります。これが仮にでございますけれども、納付金平均額が1万円ずつ増額された場合は、表の下の吹き出しにございますように、緑色枠の行が62万円以上67万円未満へと改正により変更となります。先ほど申し上げました加減算の単価が三角1万円からゼロ円に変更となります。これにより生徒1人当たり1万円の減算からゼロ円の無調整に補正が緩和されることとなります。

また、ただいま申し上げた補正の緩和に加えまして、中学校における国際バカロレア教育の推進のために、高校の配分基準と同様に、バカロレアを実施する学科やコースの生徒に係る生徒納付金を補正の算定から除外したいと考えております。

続きまして、1枚ページお進みいただきまして、15ページを御覧ください。検討の視点2点目、ICT教育関連の補助拡充についてでございます。まず、現状でございますが、オンライン授業等ICT整備の重要度が高まり、各学校において整備を推進しておられるところでございますが、インシヤルとランニングコストが増大しております。また、令和5年3月にございました中央教育審議会の次期教育振興基本計画において、教育の分野においてICTを活用することは特別なことではなく、日常化するなど、デジタル化をさらに推進していくことが不可欠であるとの答申があり、国においてもICT教育をさらに推進しているところでございます。

次に、方向でございますが、まず政策誘導配分に項目設定しておりますICT活用教育推進加算の拡充をしてはいかかということでございます。ICT活用教育推進加算は、特色あるICT教育推進のための設備投資やICT支援員の配置等を補助するものですが、それぞれの補助上限を増額することを提案するものでございます。また、これに加えまして、特別経費分の補助単価が増額されたことに伴い、配分項目における単価額の増額を行います。

続きまして、また1ページお進みいただいて、16ページを御覧ください。最後に、物価高騰に係る光熱費補助についてでございます。このたび光熱費等の価格高騰の影響を緩和し、私立学校の運営継続を支援するため緊急的措置として5月補正予算、5月臨時会でおよそ4.1億円の運営費補助金の増額を議会で御議決いただきました。こちらの光熱費等高騰対策については、当初予算の運営費補助金とは別枠で対応させていただくことになっております。この補助金の交付方法といたしましては、③のところのちょっと下の方なのですが、補正予算の概要のところ、③補助額のところを御覧いただければと思うのですが、補助単価に定員内実員を乗じて、各学校へ補助をさせていただきます。表内の生徒1人当たり補助単価は、高圧電力や都市ガス、プロパンガスをそれぞれ契約している場合に最大となるものでございます。

なお、小中高校と同様に、幼稚園と専修各種学校でもこちらの光熱費補助の配分を設けておりまして、内容が重複しておりますので、後に説明する幼稚園と専修各種学校では説明を割愛させていただきます。

私からの説明は以上でございます。御審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 幼稚園担当の西野と申します。私からは、幼稚園の運営費補助金配分の基本方針について……

○中野会長 ちょっと待って。藤井委員が到着されました。どうも、藤井委員さん。取りあえず一言だけ御挨拶を。

○委員 すみません。大変遅参して申し訳ございません。藤井でございます。ひとつよろしくお願いいたします。すみません。

○中野会長 では、説明を続けてください。

○事務局 改めまして、幼稚園担当の西野と申します。私からは、幼稚園の運営費補助金配分の基本方針について御説明申し上げます。大変恐縮ですが、着座にて御説明させていただきます。

17ページの資料4-1を御覧ください。最初に、令和4年度私立学校（幼稚園）運営費補助金配分の基本方針を御説明申し上げます。まず、1の配分の基本的な考え方でございますが、幼稚園におきましても高等学校と同様の配分枠を設け、それぞれの配分枠において必要な要素を組み入れる方式を取っております。

2の基礎配分では、①園児数割から⑤満3歳児数割まで5項目を設定しておりまして、それぞれ補助単価に対象数を乗じて配分額を算出する単価方式を採用しております。

①の園児数割は、補助単価に定員内の園児数を乗じて得た額を配分するものです。

②の園割は、全ての園に一律に定額を配分するものです。

③の常勤教員割は、一定のルールによって求めた常勤教員数に補助単価を乗じて得た額を配分するものです。

④の常勤職員割は、一定のルールによって求めた常勤職員数に補助単価を乗じて得た額を配分するものです。

⑤の満3歳児数割でございますが、通常園児は3歳に達した後の4月に入園しますが、満3歳になった時点でも受入れが可能となっております。この満3歳児の受入れを行う幼稚園に対し、補助単価に満3歳児数を乗じて得た額を配分するものです。

なお、①の園児数割と②の園割につきましては、後ほど令和5年度の配分の基本方針に係る検討の視点で改めて御説明させていただきます。

続きまして、3の政策誘導配分について御説明申し上げます。政策誘導配分は、全部で12項目ございまして、①から⑧までの8項目と⑫の1項目は加算により、また⑨から⑪までの3項目は減算により政策誘導を図るものです。

①の3歳児保育促進加算でございますが、きめ細やかな対応が求められる3歳児保育について、3歳児クラスを担当する教員数に応じて加算することで、保育の質の向上を図るものです。

②のティーム保育促進加算でございますが、4歳児または5歳児クラスに補助教員を配置している場合に加算するものでございまして、①の加算と同様、きめ細やかな保育の促進を図るものです。

次に、③の園児納付金抑制加算でございますが、園児納付金が県平均額から算出した基準額未満に抑えられている場合、基準額に対して納付金の水準が低くなるに従い、傾斜加算するものでございます。

1ページお進みいただきまして、18ページを御覧ください。④の1種免許状保育促進加算でございますが、幼稚園教諭の1種免許を保有する常勤教員数に応じて加算配分するものです。

⑤の小規模園加算でございますが、実員が150人以下の小規模園に一定額を加算配分することで、小規模園の経営の安定化などを図るものです。

⑥の安全管理対策加算でございますが、防犯や園児の事故防止など、安全管理対策に取り組む幼稚園に対し、その経費に応じて一定額を加算配分するものです。

⑦の学校関係者評価加算でございますが、学校関係者評価を実施する幼稚園に加算するものです。

次に、⑧の人材確保加算でございますが、県と全埼玉私立幼稚園連合会の共催する合同就職説明会に参加した幼稚園に加算することにより、人材確保の推進を図るものです。

続きまして、⑨から⑪は減算調整の項目でございますが、⑨の定員超過調整は収容定員を超える幼稚園に対し、定員超過率に応じて基礎配分額から減算するものです。

⑩の高額給与調整でございますが、県内の私立幼稚園の園長の平均年収の1.5倍を超える給与を受

ける教職員がいる場合につきまして、この額を超える額を減算するものです。

⑪の剰余金保有調整でございますが、財務計算書における剰余金の額が3億円以上の余裕のある法人につきまして、基礎配分額に剰余金の額に応じて一定の率を乗じた額を減算するものです。

最後に、⑫の新型コロナウイルス感染症対策加算でございますが、感染症対策に取り組む幼稚園に対して、国の補助など他の補助と補助対象経費が重複しないものを補助対象として加算するものです。

1ページお進みいただいて、19ページを御覧ください。4の特別補助について御説明申し上げます。新型コロナウイルス感染症対策特別配分でございますが、保護者に追加負担を求めることなく安定的な幼稚園運営を図るため、光熱費等の価格高騰分に対して補助するものでございます。

さらに1ページお進みいただいて、20ページを御覧ください。資料4—2、令和5年度の配分の基本方針に係る検討の視点でございます。検討の視点として2点挙げさせていただきます。1点目は、園児数割、園割の見直しについてでございます。現状でございますが、現在物価高騰が続いており、令和5年1月から5月までの各月の消費者物価指数は、対前年比3%を超える上昇率で推移しております。また、教育の質を担保するため、教職員の処遇改善に取り組んでいる幼稚園では、給与や社会保険料など人件費が増加しているところでございます。さらに園務改善のためシステム導入が進んだことによる利用料や、県が進めるペーパーレス化のためWi-Fi環境の整備のための利用料なども増加しております。

課題でございますが、物価高騰や人件費増などによる幼稚園の経常的経費の増大は、教育環境の悪化につながる恐れがございます。また、園務改善のためのシステムにつきましては、県内私立幼稚園の約8割で導入されているところでございますが、この利用料などランニングコストにつきましては、同様のシステムであれば園の規模にかかわらず、一定の費用が発生するものが増えております。

方向性でございますが、こうした様々な要因による幼稚園の経常的経費の増大に鑑み、基礎配分のうち園児の人数で配分額が決まる園児数割と、全ての幼稚園に定額を配分する園割について補助単価を増額してはどうかというものでございます。

続きまして、1ページお進みいただきまして、21ページを御覧ください。2点目は、物価高騰に係る光熱費補助についてでございます。現状及び方向性は、先ほどの高校担当の説明と同様になりますので、割愛させていただきます。

私からの説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○事務局 それでは、専修各種学校担当の相澤でございます。続いて、私の方から専修各種学校の運営費補助金配分の基本方針について御説明の方させていただきます。恐縮ですが、座って説明の方させていただきます。

資料になりますけれども、22ページの資料5—1を御覧ください。令和4年度私立学校運営費補

助金配分の基本方針でございます。1配分の基本的な考え方につきましては、他の学種と同様になります。基礎配分と政策誘導配分、特別補助の3つの考え方で行ってまいります。

まず、基礎配分についてでございますが、①生徒数、②教職員数にそれぞれ補助単価を乗じて配分するものでございます。

続きまして、3政策誘導配分についてでございますが、以下に記載のあります①から⑤の5つの指標がございます。順に説明の方をしていきたいと思っております。①専任教員充足加算につきましては、2つの基準となりますが、基準を超える専任教員を配置している学校、専任教員1人当たりの生徒数が少ない学校への加算となっております。いわゆるその学校の専属の教員となる専任教員の充足を誘導しまして、教育環境の向上を図るものでございます。

続きまして、②保健安全対策・教育環境整備加算につきましては、学校の施設ですとか設備の整備を通じて、保健衛生・安全対策の徹底、教育環境の向上を図るものでございます。具体的に申し上げますと、防犯・防災設備の設置など、いわゆる生徒の安全確保対策のほか、快適な教育環境の確保に要する施設整備の維持、新型コロナウイルスの感染症対策に係る経費の金額に応じて加算を行っているものでございます。なお、こちらの本加算につきましては、後ほど御説明をさせていただきますけれども、令和5年度補助金配分に当たって一部見直しを図らせていただきたいものでございます。

続きまして、③教員資質向上加算についてでございます。教員の外部研修の参加費負担に対して加算するものでございまして、教員の資質向上を図るものでございます。

続きまして、④職業実践専門課程認定加算でございます。こちらにつきましては、企業と連携しまして企業ニーズに沿った実践的な職業教育を推進する専門学校の取組を支援するものでございまして、国の認定を受けた学校に対して加算を行うものでございます。

最後になりますが、⑤学校医配置加算についてでございます。学校医を配置し、保健計画等の立案に参加している学校に対する加算となっております。学校における保健管理体制の充実を図るものでございます。

恐縮ですが、1ページお進みいただいて、23ページを御覧ください。続きまして、4特別補助についてでございます。新型コロナウイルス感染症対策特別配分といたしまして、光熱費等の価格高騰分に対して補助するものでございます。

恐れ入りますが、1ページお進みいただきまして、24ページを御覧ください。続きまして、資料の5-2になります。令和5年度配分の基本方針に係る検討の視点を御覧ください。検討の視点といたしまして、2点挙げさせていただいております。まず、1点目でございますけれども、保健安全対策・教育環境整備加算の見直しでございます。まず、現状についてでございますが、社会全体の中でDX推進に向けた環境整備が加速しておりまして、教育分野でもデジタル技術の活用ですとかデジタルインフラの構築等を進め、新たな価値を生み出す変革が求められております。また、県

内私立専修各種学校においてもICTなどデジタル技術の活用や整備状況につきましては、他の学種に比べてばらつきがある状況でございます。

一方で、令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症につきましては5類感染症へ移行となるなど、季節性インフルエンザと同等の取扱いとなっております。

次に、課題でございますけれども、DX推進に向けてになります。推進に係る人材の不足ですとか、費用負担等により思うような環境整備が進まない学校がございます。そちらの方の加算の対象経費でございます新型コロナウイルス感染症対策に係る経費につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大が顕著でありました令和2年度に追加したものであります。5類感染症への移行に伴いまして、対象経費の見直しが必要となっております。

このようなことから、方向性としてはDX推進の観点から、こちらの保健安全対策・教育環境整備加算の対象経費につきまして、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費を見直しまして、ICT導入に係る経費に振り替えしてはどうかというものでございます。

続いて、1ページお進みいただきまして、25ページを御覧ください。2つ目になりますけれども、2物価高騰に係る光熱費補助についてでございます。内容につきましては、先に御説明させていただいたとおりでございますので、割愛の方させていただきます。

私からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○中野会長 ありがとうございます。ちょっと説明が丁寧で、具体的だったので、説明時間が長くなりましたけれども、基本的な生徒納付金の水準、核心部分の説明がよくされていたと思います。

それでは、この件について御質問、御意見等がございましたら発言をお願いします。

○委員 最初に、大きなところで質問をさせていただきます。

先ほど7ページのところで令和5年度私学助成についてということで5年度の予算に沿った形で記載があります。まず、1つ確認なのですが、一番下のところで対前年度比で9,800万で0.2%減、1.0%減とありますが、これは生徒数が減ったことから生じた減額で間違いはないですか。

○事務局 これは主に生徒数の減が影響して、全体として予算が減ったというものです。

○委員 国からのお金も減っているという感じですか。

○事務局 そうですね、はい。

○委員 それは分かりました。その上で、まず私立学校運営費補助金のところで、例えば高校で生徒1人当たり31万9,869円、中学校25万とか、また幼稚園や専修各種学校の方でも記されていますが、これらの数字を算出するに当たって、今幾つか説明のあった、例えばICT教育関連の補助拡充、また物価高騰に係る光熱費補助、こういったものが新たにありますよという形の御説明がありましたが、これらはその運営費補助金の計算の算出の中に入っているのですか。

○事務局 まず、光熱費に関しましては、今回本年度の5月議会で議決されたものでございますので、この中には入っておりません。これはあくまで令和5年度の私学助成に関します当初予算について

示したのありますので、これと光熱費は完全に別でございます。

○委員 ということは、例えば高校であるなら大体生徒1人当たり32万というところの運営費補助金、この内訳のやり方は先ほどのあれによりますが、それにプラスして光熱費の高騰分というものが…

○事務局 そのとおりです。

○委員 それはICTの方もですか。

○事務局 ICTは、もともとこの予算編成の際に政策誘導配分として、基礎配分の政策誘導配分となっているところのものとして内訳として入っているので、あくまで単価の中とお考えいただければと思います。

○委員 分かりました。ということは、トータルではここに出ているものに物価高騰分のプラスがあるという捉え方でよろしいですね。

○事務局 そのとおりです。

○委員 それと、もう一つ確認をさせていただきたいのですが、8ページに全日制高校の父母負担軽減制度について記されております。

それで、下から2つ目のやつです。授業料に関するところですが、39万6千円というのが授業料の全国平均額相当と記されていますが、今の全国平均授業料というのは全然違うと思うのですが、その辺はどう。これは、今国もこういう書き方をしているのですか。

○事務局 そうです。国も同じ書き方をしております。就学支援金という、国庫補助がベースとなっています授業料支援なのですが、その中でもやはり国はこの書き方で書いております。

○委員 参考までによろしいでしょうか。

恐らく令和4年度の全国の私立学校の全日制の授業料平均は44万5,174円だと思うのですが、間違いないですね。これは、文部科学省の資料になりますので。実は、39万6千円というのは平成29年時の全国私立高等学校の全日制の平均の授業料です。つまりこの5年間でいわゆる人件費、またいろいろ光熱費の値上がりであるとか諸問題、教育がすごく変わってきた変化の中で、全国的に見ると授業料自体でいくと5万円ぐらい上がっているのです、全国平均では。そんな中で埼玉県というのは非常にこの授業料抑制方針というのが、ある意味非常に効いているという言い方に近いのですが、ただあまり変わっていないで、この38万7千円というのは実際それぐらいですか、埼玉県は。

○事務局 ちょっと古いデータではありますが、ほぼ金額になります。

○委員 ただ、あまりこの5年間で埼玉県は授業料は上がっていません。若干だと思います。これ授業料だけではなくて校納金全体がものすごく、これは本当にどの私立学校さんも一生懸命我慢して、校納金もとにかく上げない取組というのをやってきた結果でもあるのですが、結果として先ほど言った32万円という運営費補助金、これが私立学校の場合、その運営費補助金と保護者から頂く校納金で学校運営をしていかなければいけないのですが、これはそんなに明確な答えはありません

が、運営費補助金、恐らく令和5年度のこの数字でも多分全国最下位になるのではないかなと思います。

この校納金のことにしても、恐らく全国ではかなり下の方になるのではないかなというふうに思います。その意味では、本当に昨今の状況の中で、今埼玉県はただ本当に父母負担軽減補助という、父母への直接補助というのは非常に厚く出させていただいて、それが一つの本当に県民に対してのというところでは非常にいい方向にいつている部分もあるのですが、ただ現状のところできくと私立学校の教育力がもう下がってくるという問題と今向き合わなければいけない状況となっております。

例えばICT一つについても補助も出させていただいて大変ありがたいのですが、やっぱりICT教育なんかも本気でやろうとすると相当な施設をつくり込んでやっていかなければならないし、グローバル教育なんかも本当に特化したことをやろうとすると、またそういったところを求めている保護者もおられます。今例えばIB教育というのが今抑制方針のところから外れていますが、でもIB教育はたまたま国がIB教育を推進したというようなところからこういうのを外していただいているのですが、ほかにも本当に今どんどんやっていかなければいけない新しい教育というのがいっぱいあるのですが、とにかく今県内それが非常にやりにくい状況だということをご理解いただくことと、今回のこの助成金のところで今すぐにどうこうという話ではないのですが、ただ根本的にその考え直しというのをぜひお願いしたいと思っています。

例えばこれもどこまで確かな数字かあれですが、全国私立中高連が計算したところで、例えば埼玉県の公立高校の校費、生徒1人当たりの金額が恐らく110万円を超えていると思われま。116万円という数字が全国中高連の方は出していますが、116万8,401円という金額を出しています。つまり公立高校を1つ運営していくのに当たって、生徒1人当たりに使っているお金が117万円近いのです。ところが、埼玉県の場合、恐らくこの私学の校納金の平均額は65万円ぐらいだと思います、校納金。それで運営費補助金が32万ですので、足して97万なのです。要するに公立高校に比べて20万近くお金がない中で学校を運営していかなければいけないという状況が生じていて、その部分から起こってくる今本当に一番の問題は、さっき言った特別な教育ができないことと、あとは圧倒的に今本当に問題なのが人なのです。今賃金もこれだけ全国的に上げていかなければいけないという状況があり、また教員のなり手が少なく、その採用に本当に苦慮しています。簡単に本校の中でも採用試験をやって、多くの方、受験には来ます。でも、皆さん東京も受けます。やっぱりもうそこで賃金格差がものすごく大きくなってしまって、なかなか埼玉に優秀な人材を呼び込めないこともあり、もうそのところで大変大きな話で恐縮なのですが、運営費補助金と、要するに校納金という、2つを組み合わせると何とか学校を運営できるお金というのを増やすことを工夫していかなければ、埼玉県の教育自体が落ちてくるというような問題が生じていると思います。

その意味で、今回水準補正のところを私もさんざんこの会でも言わせていただいでいて、1つ、

1万円という枠が変わっていただいただけでもすごくありがたいのですが、この水準補正という考え方自体が今の時代に合っているのかどうかということも根本からちょっと考えていただきたいというところが一つあります。

あともう一つだけ、水準補正に絡めて言うと、高校の方はまだ県立高校との併願の方なんかも多いので、水準補正である程度その、やむを得ず私立学校に来られる方もいるので、授業料をあまり上げないところというのをつくっておかなければいけないと思うのですが、恐らく中学校でこの水準補正的なところをやっているところは全国的にもあまりないと思うのです。中学校で私立中学校を目指すといった時点で、ある程度特別な教育をやっぱり求めてこられますから、その水準補正もマイナスの、授業料を上げると助成金を減らすという、この制度自体、かなり本来の趣旨からは、その私立学校のあるべき姿をそぐような状況になっているのではないかというふうにも思います。

ですから、その辺のところは今回すぐにといいあれではないのですが、次回以降に向けてぜひ考えていただきたい。もし可能であるならば、それは運営費補助金が増額されれば一番いいのですが、多分これ私学助成の総額の中で父母負担軽減補助の枠がある程度決まってしまった残りのところだということになりますので、私学は私学で何とか保護者からはしっかりその必要なお金を取れるような努力というのはしていきますが、何とかそういう見地からぜひ今後また御検討いただきたいなと思っております。

すみません。長い話になりました。

○中野会長 今の質疑に対しましては、次回以降の回答ということによろしいですか。

では、委員。

○委員 委員さんの格調高い御質問の意見の後にやるのはやりづらいのですが、私の方は淡々と3つ質問がありますので、先に全部3つの質問を言わせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

まず、1つ目なのですが、冒頭で委員構成の見直しは現状できないというお話があって、議論はこれ以上私蒸し返すつもりはないのですが、その中で2つだけ質問というか。先ほどの御説明の中では、生徒の人数とか予算規模によって現在の専修各種学校の委員の配分が決まっているというお話だったのですが、これはそういたしますと将来的に人数の規模や予算規模が変われば、委員の配分が違うということがあり得るという理解でよろしいですねということが1つ。

それと、あと委員構成の見直しの中でもう一つは、この議論が前回なされたのは専修各種学校の委員の人たちが2、2、1だと1になってしまう。専修各種学校担当の委員の出席ができないときが出てきてしまうかもしれないから、そういうことについて配慮すべきではないかということがもともとの議論の発端だったと私は理解しているのです。ですので、人数の配分を変えないということは、要するにお一人だけが代表みたいになってしまう方の委員の出席、確保については、今後も配慮していただけるのですねということが委員構成についての2つの話です。

2つ目です。2つ目は何かというと15ページです。資料15ページ。資料15ページは、ICT教育

関連の補助拡充についてという項目なのですが、ここでは小中高だけになっているのですが、ここに専修各種学校というのですが、そこが入ってこない理由は何ですか。この入ってこない理由は、もしかしたら24ページのところの配分の検討の視点ということで専修各種学校というものの方向性のところで御説明があった、ICT導入に係る経費に振り替えを行うというお話があったのですが、ここと何らか関係していますか。このことが2つ目です。

3つ目です。3つ目は20ページです。幼稚園の配分の基本方針に係る検討の視点というところで、最後の段落で方向性ということなのですが、基礎配分のうち園児数割及び園割の補助単価を増額するとあるのですが、これを増額することによって今年度までの中で何らか減額しなければいけないような項目というのが生じますか、どうですか。それは、幼稚園の中のものだけですか。それとも、ほかの学種の各学校の何らかを削ったりとかしていますか。

以上です。

○中野会長 以上3点、事務局からお答えをお願いします。

○事務局 それでは、まず1点目を私の方から説明させていただきたいと思います。

委員構成につきましては、前に御質問あったとおり、将来的にまたいろいろな状況が変われば、確かに可能性はありますが、今のところの状況ですと今後の話とさせていただきたいというところになりますし、あとお一人しかいらっしゃらない委員さんの構成については、可能な限り配慮させていただきたいと思います。

○事務局 先ほど委員からお話のありました15ページの話と専修各種学校が入らないのでしょうかということでもよろしいですか。

ごめんなさい。これ、15ページのICT教育関連の補助拡充につきましては、あくまで小中高等学校ということで整備させていただいておりました。その場合といいますか、24ページの専修各種学校の検討の視点の方でもって、コロナ関連の経費について配分するという、ICT教育の方へ振り替えることを検討ということで今回御提案させていただいておりますので、委員のおっしゃるとおり、専修各種学校に関しましては24ページの方に記載をさせていただいているという整理になってございます。

○委員 ちょっと待って。そうすると、それが同レベルになるかどうか知りたいのです。つまり15ページでなされている補助拡充のレベルと、24ページの方向性のところの同レベルの補助拡充になるかどうかということについてが知りたいのです。本日回答が難しければ次回でも結構です。

○事務局 補助自体なのですが、政策誘導配分の考え方ですか、そういったところはそもそもあまり単価でありますとか、そういったのは違いますので、金額そのものについては委員が言うところのレベルについては違いがあるかと思いますが。

○中野会長 もう一つ、幼稚園。

○事務局 委員の方から御質問のありました、方向性のところで園児数割、園割の補助単価を増額す

ることで、何らか減額するものはあるか。また、それは他学種の予算に影響するののかの御質問でございますが、1点目について今回考えているのは、令和5年度予算で増額をお認めいただいておりますので、その増額していただいた範囲の中で補助単価を増額させていただければと考えております。、このほかの項目で減額というのは想定しておりません。

もう一つ、他学種の予算に影響するののかについてでございますが、幼稚園の予算の中での話になりますので、他学種に影響するものではございません。

以上でございます。

○中野会長 そのほかに御質問ありますか。

○委員 先ほどですが、私立学校の教育力の低下が危ぶまれるというような御意見があったのですが、いわゆる決算書的に見ると厳しいというか。つまりコロナの対策のために、例えばバスを2台分出したりとか、かなりスペースを取ったりということで、いわゆる決算書、財務諸表の数値が悪くなっていると。そこに追い打ちをかけてこの物価高騰がやってきましたので、そしてさらに少子化という部分もあるので、ちょっと学事課の方の皆様、決算書類をお出しになって分析されていると思いますので、その辺りを見てまたいろいろ改善していただけたらなというふうに考えております。現実には私いろんな業務を拝見させていただいているのですけれども、学校法人もこれからなかなか厳しいなというところがあるので、お願いします。

○中野会長 今のは要望的なものと受け止めてよろしいでしょうか。

○事務局 予算編成の際の参考とさせてもらいたいと思います。ありがとうございます。

○中野会長 その他ございますか。

○中野会長 では、時間も時間ですし、なければ。

○委員 すみません。では、1点だけ。

質問にとどめさせていただいたのですが、ICT関連の配分について、高等学校と専修各種学校とが同レベルにならないかということについては、次回までに事務局に御検討お願いしたいと思います。

○事務局 今御質問の同レベル……

○委員 分かりました。申し上げます。私の思っていることです。

小中高は、これをする事によってこれくらい、例えば生徒1人当たりこれくらいICT関連でいきますと。一応そこを想定してもらっております。予想額。それに対して専修各種学校に対してのICTの予算が1人当たりどれくらい要るのか。それが近づけられるのか近づけられない。近づけられないといった場合は、どういうことなのか。つまり私は学校の専門家ではありませんので、例えば専修各種学校というのはもともとこういう目的でやっているから、小中高のグループとは違うのですよと。ごめんなさい。全然分からないから、失礼なことを言っているのかもしれないのですが、だから予算はそんなに配分できませんという合理的な理由があるのだったら教えてほしい。全然分からないから、そうしてほしいということです。お願いいたします。

○事務局 では、検討させていただきます。

○中野会長 なければ、委員の皆様から様々な意見がありましたので、これらの意見を踏まえて、次回の審議会に向け、事務局で精査した上で令和5年度運営費補助金配分の基本方針の案を整理させていただきますと思います。

以上で議事は終了です。恐れ入りますが、傍聴者の方はこれにて御退室願います。

〔傍聴者退室〕

○中野会長 それでは、進行の任を解かせていただきます。あとの進行は、事務局にお任せいたします。

10 閉 会

○司会 会長、どうもありがとうございました。

また、委員の皆様方におかれましては、貴重な御意見をありがとうございました。

最後に、次回の審議会日程でございます。10月頃を予定してございます。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。長時間にわたり熱心な御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

(1時間28分)